

令和7年度相模原市メディアリレーション業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年2月

相模原市 市長公室

シティプロモーション戦略課

## 1 背景

本市は、都心から約1時間でアクセスできる利便性の高い都市機能を有する一方、市域の6割を占める森林や豊富な水源を有する首都圏では数少ない都市と自然がベストミックスしたまちであり、はやぶさ2やSLIMなどの研究・開発したJAXA相模原キャンパスなど、地域資源を豊富に有している。

また、リニア中央新幹線の駅が神奈川県で唯一設置が予定されるなど、市制施行70周年を迎え、今後ますますのまちの発展が期待されている。

そうしたポテンシャルを持つ本市が次代を担う若者・子育て世代から選ばれるためには、様々なメディアに効果的なコンテンツを発信していく必要がある。

## 2 事業の目的

本事業は、さがみはらみんなのシビックプライド向上計画に定めるアピールポイントをはじめ、市内の多彩な魅力やポテンシャルを主に首都圏域を対象としているテレビ、ラジオ、WEB、新聞及び雑誌等の多様なメディアに対して、メディアリレーション・パブリシティ活動を実施し、番組化・記事化を促進させ、本市への一層の認知度向上やイメージアップ及び誘客を図る。

## 第1章 プロポーザル参加に関する手続き等

### 1 業務概要

- (1) 件名 令和7年度相模原市メディアリレーション業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 履行場所 相模原市が指定する場所
- (4) 業務内容 別紙1「令和7年度相模原市メディアリレーション業務委託仕様書」のとおり
- (5) 契約上限金額 11,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 スケジュール

事業者選定までの事務手順は次のとおりとする。

参加申込書受付期間	令和7年2月10日（月）から2月20日（木）午後5時
質問書の提出期限	令和7年2月10日（月）から2月20日（木）午後5時
質問書に対する回答送付日	令和7年2月21日（金）
参加資格確認結果通知書交付日	令和7年2月21日（金）
企画提案書等の提出期間	令和7年2月21日（金）から3月18日（火）午後5時
プレゼンテーション実施日	令和7年3月26日（水）※詳細は後日連絡
選定結果の通知日	令和7年3月27日（木）
契約締結	令和7年4月1日（火）

### 3 担当部署及びお問い合わせ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15  
相模原市役所 市長公室 シティプロモーション戦略課 メディア戦略班  
電話 042-769-9808 FAX 042-753-7831  
E-mail アドレス：pr@city.sagamihara.kanagawa.jp

### 4 参加資格要件

- (1) 業務内容等を十分に理解した上で本業務プロポーザルに参加できること。
- (2) 過去2年以内に各種メディアに対するメディアリレーション・パブリシティ活動等を行い、メディア露出を獲得した実績等を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 相模原市契約規則に基づく令和6年度競争入札参加資格者として認定されていること。または同資格認定申請中の者で選定の日までに競争入札参加資格者として認定される者。
- (5) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- (6) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に

規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。

- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (8) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (9) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

## 5 参加手続き等

### (1) 資料の配布

ア 配布期間 令和7年2月10日（火）から2月20日（木）午後5時

イ 配布方法 相模原市のホームページから資料をダウンロード

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/1026667/1032125.html>

ウ 配布資料

- ・令和7年度相模原市メディアリレーション業務委託に係るプロポーザル実施要領（本書）
- ・別紙1「令和7年度相模原市メディアリレーション業務委託 仕様書（案）」
- ・別紙2「令和7年度相模原市メディアリレーション業務委託 企画提案書の作成方法」
- ・別紙3「令和7年度相模原市メディアリレーション業務委託 提案に係る評価基準」
- ・プロポーザル参加申込書等様式一式（様式1～7）
- ・契約関連書類

### (2) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類を提出すること。

ア 提出期限 令和7年2月20日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15  
相模原市役所 市長公室 シティプロモーション戦略課  
メディア戦略班

E-mail アドレス：pr@city.sagamihara.kanagawa.jp

ウ 提出方法 郵送、持参、電子メールのいずれかにより提出

エ 提出書類

- ・参加申込書（様式1） 1部
- ・会社概要書（様式2） 1部
- ・業務実績書（様式3） 1部

・競争入札参加資格認定申請中の者は、申請中であることがわかる資料

(3) 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかの確認を行い、次のとおり結果を通知する。

日時 令和7年2月21日（金）

送付方法 電子メールにより通知

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質疑がある場合は、次により質問書（様式4）の提出をすること。質問内容及びその回答は、参加者全てに通知する。なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和7年2月20日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出方法 電子メールにより提出

ウ 提出先 相模原市役所 市長公室 シティプロモーション戦略課  
メディア戦略班

E-mail アドレス：pr@city.sagamihara.kanagawa.jp

エ 回答期限及び方法 令和7年2月21日（金） 電子メールによる

※回答を受信後、着信確認メールを返信すること。なお、内容に関する再質問は一切受け付けない。

## 6 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

(1) 「4 参加資格要件」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。

(2) 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき

## 7 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は次により参加辞退届を提出すること。

(1) 受付期限 令和7年3月18日（火）午後5時（必着）

(2) 提出先 相模原市役所 市長公室 シティプロモーション戦略課  
メディア戦略班

(3) 提出方法 郵送又は持参

(4) 提出書類 プロポーザル参加辞退届（様式7）

## 第2章 企画提案等について

### 1 企画提案について

#### (1) 提案項目について

企画提案書の作成については、配布資料を参照するとともに、別紙2「令和7年度相模原市メディアリレーション業務委託 企画提案書の作成方法」の提案項目に沿った順序による章立てとすること。

#### (2) 企画提案書等の提出について

##### ア 提出物

##### (ア) 企画提案書（様式5） 8部

※正本1部には企業名を記載すること。

※副本7部については、社名や社判、ロゴマーク等、企業名を推定できる記載はしないこと。なお、当該記載があった場合には、発注者において提案者の許可なく当該部分を黒塗りにし、審査の資料とすることがある。企業名を記載しないこと。

##### (イ) 業務に係る参考見積書（内訳書の様式は任意） 1部

※見積書は選定の参考として使用するものであり、予算を担保するものでない。

##### イ 提出期限・提出方法

郵送により、令和7年3月18日（火）午後5時（必着）までに提出すること。

##### ウ 提出先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 市長公室 シティプロモーション戦略課

メディア戦略班

#### (3) 企画提案書の作成に当たっての留意点

##### ア 企画提案書の書式

- ・ A4判縦用紙
- ・ 横書き両面
- ・ 左綴じ印刷
- ・ 文字サイズは、10.5ポイント以上

※ただし、図表等の表現上、不具合がある場合を除く。

##### イ 留意事項

(ア) 企画提案書本文の用紙枚数は、表紙、目次、索引を除き30ページ以内とする。

(イ) 記載事項については、別紙2「令和7年度相模原市メディアリレーション業務委託 企画提案書の作成方法」を参照すること。

#### (4) 見積書の作成方法

ア 見積書（様式6）を使用し作成すること。

イ 見積書には、項目名と金額が明記された「見積書(内訳書)※任意様式」を添付すること。

ウ 件名は「令和7年度相模原市メディアリレーション業務委託」とし、作成日、所在地、事業者名、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。

(5) 無効となる企画提案書等

以下に該当する提案は無効とする。別紙2「令和7年度相模原市メディアリレーション業務委託 企画提案書の作成方法」において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については提案を無効とする場合があるので注意すること。

ア 参加資格を有しない者の提案

イ 参考見積金額が、契約上限金額を超える提案

ウ 虚偽の記載をした提案

エ プレゼンテーションに出席しなかったものの提案

オ 別紙2「令和7年度相模原市メディアリレーション業務委託 企画提案書の作成方法」に記載した項目を具備していない提案

(6) 企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受注候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。

ウ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲で複製を作成することがある。

エ 企画提案書等の提出後、発注者の判断により補足資料の提出を求めることがある。

オ 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。

カ 提出された書類は、返却しないものとする。

キ 企画提案書等は、「相模原市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、又は本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開または公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。

### 第3章 審査の方法及び受注者の選定

#### 1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、本市が設置した評価委員会において評価基準に従い審査を行う。

#### 2 プレゼンテーションの実施

##### (1) 実施日等

ア 実施日 令和7年3月26日(水)

イ 会場 相模原市役所内会議室

※詳細については各事業者に3月21日(金)までに通知します。

##### (2) 説明

ア 説明者 各事業者の代表者又はその代理人2名以内

イ 説明時間 各事業者15分以内。説明終了後にヒアリングを10分程度行います。

ウ 説明方法 提出した企画提案書等を使用し、他の資料、機材等は使用しないこと。

エ その他 社章、名札の着用等、会社名が特定できるような言動はしないこと。

#### 3 評価基準

別紙3「令和7年度相模原市メディアリレーション業務委託 提案に係る評価基準」のとおり

#### 4 受注候補者の選定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、委員1人あたり100点を満点とした点を付け、各委員の点数を合計する(300点満点)。最も高い合計得点の提案者を受注候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受注候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2) 受託候補者となる最低点は、180点とする。

(3) 合計得点が同点の場合は、評価基準のうち「2 本業務の提案内容」の合計得点が高い提案者を受注候補者として選定する。それでもなお、同点の場合は委員で票決する。

(4) 受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者として手続を行うものとする。

(5) 審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、受注候補者を選定しない場合がある。

(6) 本プロポーザルは、相模原市令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、相模原市議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募

者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

- (7) 提出者のうち、受注候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により令和7年3月27日（木）に通知する。併せて、市ホームページ上で結果を公表する。
- (8) 審査結果に対する意義申し立ては認めない。

## 5 選定の取消

受注候補者として選定された者は、選定の日から契約締結の日までの間に、次の

(1)、(2) に該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受注候補者としての選定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たに受注候補者として手続を行うものとする。

- (1) 第1章「4 参加資格要件」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

## 6 その他

- (1) 手続において使用する言語は、日本語とする。
- (2) 本契約において使用する通貨は、日本円とする。
- (3) 本契約において契約書の作成を要する。
- (4) 企画提案の内容については、履行の義務が生じるものとする。
- (5) 参加申込書及び企画提案書の提出に関わらず、いつでも参加を辞退することができる。ただし、受注候補者の選定後は原則として棄権することできない。また、選定された権利を他社に譲渡することはできない。
- (6) 参加を辞退した場合でも、これを理由として以後の本業務以外にかかる選定等について不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (7) 参加申込書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は参加者の負担とする。
- (8) 参加申込書及び企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (9) 業務内容の詳細及び仕様書は、採用された者と相模原市との協議のうえで決定する。
- (10) 以下該当した場合は失格とする。
  - ア 参加申込書及び企画提案書の提出やプレゼンテーションに遅延した場合。
  - イ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合。
  - ウ この文書に記載した諸条件に違反した場合。
  - エ その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等、委託候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合。